

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長	平成24年7月11日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都豊島区東池袋3-1-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ファミリーマート 代表取締役 上田準二 電話 03-3989-7757

主たる業種	フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業		細分類番号	5	8	9	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで							
基本方針	平成22年度実績を基準に温室効果ガス排出量を原単位あたり年1%削減する。							
計画を推進するための体制	代表取締役をトップとする環境マネジメントシステムにより、平成22年度を基準とする実行計画の進捗管理を実施する。							
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	5,527.5 トン	5,463.5 トン			-1.2	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,527.5 トン	5,463.5 トン			-1.2	パーセント	
実績に対する自己評価	東日本大震災以降の節電実施に伴い削減結果となった。							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (1店舗あたり)	51.60	50.10			-2.91	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント
実績に対する自己評価	新店、改装店において、LEDファサード看板や冷凍冷蔵庫などの省エネ機器の導入や省エネ10カ条の徹底などによる店舗オペレーション改善により2.9%削減。							
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考			
	116.0 パーセント	116.0 パーセント						
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	新店、改装店への省エネルギー設備導入により温室効果ガスの削減に取り組む。						
	(24)年度							
	(25)年度							
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	会議体実施日については、公共交通機関の使用の推奨を実施。						
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	会議体実施日については、公共交通機関の使用を実施した。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	店頭募金において、森林保全に関する募金を実施しており、緑化活動に使われている。 平成24年度第1回カーボン・オフセット大賞 優秀賞受賞							
特記事項	平成23年度において店舗数増加(平成23年4月~平成24年3月に互り12店舗が運用開始) 平成23年度における新設事業所からの温室効果ガス排出量の合計は521トンであるが上記平成23年度の実績値に含めていない。事業所新設に伴う計画の変更(基準年度排出量、計画年度の削減の目標の変更)は、新設事業所全てが本格稼働状態になってから1年間分の実績値が得られる平成25年5月頃に実施する。							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。